

4 履修方法

[歯科衛生学科]

〈令和4年度、令和5年度入学生〉

1 教養科目

- (1) 「人間理解」「人間と現代社会」「地域と生活」のいずれかの群から1科目以上履修する。
- (2) 「人間と自然環境」「知の技法」の各群から1科目以上履修する。
- (3) 「健康とスポーツ」群から1科目以上履修する。
- (4) 合計10単位以上履修する。

※ 同時開講科目は、そのうちの1科目しか選択できない。

※ 時間割上可能で教務上の支障もない場合、他学科開講の教養科目を履修することができる。

※ 「生物学」「生活の化学」を専門科目の基礎として履修することが望ましい。

2 専門科目

(1) 必修科目

「歯科衛生学科履修科目表」の必修科目は、そのすべてを履修しなければならない。

(2) 選択必修科目

① 選択必修科目13科目(13単位)の中から7科目(7単位)以上選択し、履修する。

② 学科共通科目「医療福祉システム論」、「人間関係と援助技術」、「ホスピタルプレイⅠ(入門編)」のうちから、1科目(1単位)以上選択し履修する。

(3) 選択科目

選択科目については、履修することが望ましい。

3 実習・臨地実習

実習・臨地実習科目の履修は、原則として下記のとおりとする。

- (1) 「齶蝕予防処置実習」は、「齶蝕予防処置論」の単位を修得した後に履修できる。
- (2) 「歯周疾患予防処置実習Ⅰ」は、「歯周疾患予防処置論」の単位を修得した後に履修できる。また、「歯周疾患予防処置実習Ⅱ」は、「歯周疾患予防処置実習Ⅰ」の単位を修得した後に履修できる。
- (3) 「地域歯科保健実習」は、「地域歯科保健論」の単位を修得した後に履修できる。
- (4) 「障害者歯科保健介護実習」は、「高齢者歯科学」「障害者歯科学」及び「障害者歯科保健介護論」の単位を修得した後に履修できる。
- (5) 「歯科診療補助・支援実習Ⅰ」は、「歯科診療補助論」の単位を修得した後に履修できる。また、「歯科診療補助・支援実習Ⅱ」は、「歯科診療補助・支援実習Ⅰ」の単位を修得した後に履修できる。
- (6) 「歯科材料学実習」は、「歯科材料学」の単位を修得した後に履修できる。
- (7) 「臨地実習Ⅰ」は、2年次後期までに開講されているすべての専門科目の単位及び教養科目10単位以上を修得した後に履修できる。

4 卒業単位数

上記1及び2に掲げる条件を満たした上で、合計102単位以上修得する。

5 他学科等履修科目

卒業単位には認定されないが、他学科で開講されている学科共通科目以外の専門科目を履修することができる。(社会福祉学科介護福祉専攻の専門科目のうち演習科目を除く。なお、同専攻の授業は、一定の人数を超えてはならないため、他学科の学生の履修が認められないこともある。)

ただし、履修する場合は事前に「他学科等科目履修願」を学生室に提出すること。履修許可前に受講する場合は、当該科目の担当教員に申し出て承諾を得ること。

6 歯科衛生士国家試験受験資格の取得方法

本学科に3年以上在籍し、上記1及び2に基づく102単位以上を修得する。

〈令和2年度、令和3年度入学生〉

1 教養科目

- (1) 「人間理解」「人間と現代社会」「地域と生活」のいずれかの群から1科目以上履修する。
- (2) 「人間と自然環境」「知の技法」の各群から1科目以上履修する。
- (3) 合計16単位以上履修する。

※ 同時開講科目は、そのうちの1科目しか選択できない。

※ 時間割上可能で教務上の支障もない場合、他学科開講の教養科目を履修することができる。

※ 「生物学」「生活の化学」を専門科目の基礎として履修することが望ましい。

2 専門科目

(1) 必修科目

「歯科衛生学科履修科目表」の必修科目は、そのすべてを履修しなければならない。

(2) 選択必修科目

① 選択必修科目11科目(11単位)の中から7科目(7単位)以上選択し、履修する。

② 学科共通科目「医療福祉システム論」、「人間関係と援助技術」、「ホスピタルプレイⅠ(入門編)」のうちから、1科目(1単位)以上選択し履修する。

(3) 選択科目

選択科目については、履修することが望ましい。

3 実習・臨地実習

実習・臨地実習科目の履修は、原則として下記のとおりとする。

- (1) 「齶蝕予防処置実習」は、「歯科予防処置論」の単位を修得した後に履修できる。
- (2) 「歯周疾患予防処置実習Ⅰ」は、「歯周疾患予防処置論」の単位を修得した後に履修できる。また、「歯周疾患予防処置実習Ⅱ」は、「歯周疾患予防処置実習Ⅰ」の単位を修得した後に履修できる。
- (3) 「地域歯科保健実習」は、「地域歯科保健論」の単位を修得した後に履修できる。
- (4) 「学校歯科保健実習」は、「学校歯科保健論」の単位を修得した後に履修できる。
- (5) 「障害者歯科保健介護実習」は、「高齢者歯科学」「障害者歯科学」及び「障害者歯科保健介護論」の単位を修得した後に履修できる。
- (6) 「歯科診療補助・支援実習Ⅰ」は、「歯科診療補助論」及び「歯科受療支援論」の単位を修得した後に履修できる。また、「歯科診療補助・支援実習Ⅱ」は、「歯科診療補助・支援実習Ⅰ」の単位を修得した後に履修できる。
- (7) 「歯科材料学実習」は、「歯科材料学」の単位を修得した後に履修できる。
- (8) 「臨地実習Ⅰ」は、2年次後期までに開講されているすべての専門科目の単位及び教養科目16単位以上を修得した後に履修できる。

4 卒業単位数

上記1及び2に掲げる条件を満たした上で、合計102単位以上修得する。

5 他学科等履修科目

卒業単位には認定されないが、他学科で開講されている学科共通科目以外の専門科目を履修することができる。(社会福祉学科介護福祉専攻の専門科目のうち演習科目を除く。なお、同専

攻の授業は、一定の人数を超えてはならないため、他学科の学生の履修が認められないこともある。）

ただし、履修する場合は事前に「他学科等科目履修願」を学生室に提出すること。履修許可前に受講する場合は、当該科目の担当教員に申し出て承諾を得ること。

6 歯科衛生士国家試験受験資格の取得方法

本学科に3年以上在籍し、上記1及び2に基づく102単位以上を修得する。